

第23回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成26年2月7日（金）午後1時15分～午後2時45分

第2 場所

福島地方裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

秋葉康弘（委員長）、太田久弥、菅野篤、齋藤弘子、潮見直之、鈴木二三子、中野重孝、福島哲仁、武藤正隆、力丸美彦、渡邊ゆり（五十音順、敬称略）

2 説明者

北村事務局長、門脇民事首席書記官、川井刑事首席書記官、高橋事務局次長、岸浪総務課長

3 係員

岸浪総務課長、吉澤総務課係長

第4 開会等

委員長あいさつ、委員の紹介等

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長、○委員、□説明者）

1 前回出された意見を踏まえた取組報告（広報活動について）

□ 7月に小学生を対象に夏休み親子体験学習会（模擬裁判員裁判）を実施し、裁判官役及び裁判員役の児童には実際に判決を出してもらう等の本物さながらの裁判体験をしてもらった。また前回委員会での意見を踏まえ、裁判所に対する市民の方々のニーズに応えるべく、参加希望が多かった10月開催の法の日週間行事（成年後見手続説明会）を1回追加で開催した。

○ 将来裁判員候補者になる子どもたちのため、是非ともこのような体験学習会を続けて行ってほしい。また成年後見制度は社会の需要が非常に高くなっ

ていることから、今回のような説明会を年中行事として定期的に開催してほしい。

- 行事を開催することで裁判所や裁判員制度に対する市民の意識が高まり定着する。中高生を対象にしたものを開催してもよいのではないかと思う。
- 成年後見関係の説明会は定期的な開催を検討する余地がある。また、学生対象の行事は他機関の行事と開催日が重ならないよう調整するなど、学生らが参加しやすいように開催日時等を考慮しなくてはならないと考えている。
- 広報行事を開催する目的は何か。
- 学生対象の場合は将来裁判員に選ばれる可能性があることを考慮し、実際の法廷で裁判官から裁判手続や裁判員制度の説明をしたりするなど裁判を実感してもらうことを目的としている。参加学生らが周囲の友だちに自分の体験を話すなどの広がり期待し、少しずつ学生らにも裁判員になることの意識を持ってもらう場となればと考えている。また一般対象の場合は裁判所で案内している手続の周知をはじめ、例えば後日何かあった場合に裁判所に行ってみようと思っただけのよう、広報行事をきっかけにして市民の皆さんが裁判所に行きやすい状況になればと考えている。
- 当委員会では、出された意見を反映し、後日その報告をしているが、このような対応はよい。

2 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

最高裁判所判事の国民審査の制度趣旨と審査される最高裁判所判事の情報発信についての疑問点が話題として出された。国民審査は憲法及び最高裁判所裁判官国民審査法に基づいて実施されていること、審査される最高裁判所判事の情報選挙管理委員会からの依頼により新聞等で発表されていることを確認した。

3 裁判所の関与する倒産手続について

裁判所から破産手続・個人再生手続の流れ、全国及び福島管内における事件

動向，窓口での手続案内や倒産手続に関する広報用各種パンフレットの利用状況について説明し，効果的なパンフレットの設置場所，交付方法及び情報発信の方法等について検討した。

第6 次回（第24回）開催について

次のとおり了承された。

1 日時

平成26年7月9日（水）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所5階第1会議室

3 テーマ

- (1) 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について
- (2) 裁判官の研さんについて

以 上